○海上保安庁告示第十六号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、令和七年七月二十五日から施行する。

令和七年七月二日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W101A	阪神港神戸	1／15,000	法第30条第１項の海域
W101B	阪神港神戸西部	1／15,000	法第30条第１項の海域
W104	来島海峡及付近	1／35,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W106	大阪湾及播磨灘	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP106	OSAKA WAN AND HARIMANADA	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域

改正前

番号又はセル番号	図名又は海域	縮尺又はセルサイズ	記載事項
（略）			
W101A	阪神港神戸	1／15,000	法第30条第１項の海域
JP101A	HANSHIN KO KOBE	1／15,000	法第30条第１項の海域
W101B	阪神港神戸西部	1／15,000	法第30条第１項の海域
JP101B	HANSHIN KO WESTERN PART OF KOBE	1／15,000	法第30条第１項の海域
W104	来島海峡及付近	1／35,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP104	KURUSHIMA KAIKYO AND APPROACHES	1／35,000	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
W106	大阪湾及播磨灘	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域
JP106	OSAKA WAN AND HARIMANADA	1／125,000	航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路、法第30条第１項の海域